

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
有限会社 山中建設	高知県土佐郡大川村上小南川307-47

2. 指名停止措置期間

平成29年8月25日 から 平成29年10月24日 まで 2ヵ月

3. 指名停止措置の範囲

四国地方整備局管内

4. 事実概要

本件については、(有)山中建設が、高知県発注工事（県道高知本山線防災・安全交付金工事）の入札に当たり、当該入札の参加資格である施工実績について、虚偽の申請を行い、契約締結をしていた。
また、この施工実績は、大川村発注工事において、下請施工であったものを自社施工と偽ったものであり、そのため、当該工事に係る建設業法第24条の7第1項に規定する施工体制台帳を作成していなかった。これらのことが、建設業法に違反し、高知県知事より22日間の営業停止処分を受けたものである。

5. 指名停止措置理由

上記事実については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号に該当する。

本件については、指名停止2ヵ月とする。

指名停止措置要領別表第2

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上 9ヶ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

○総務部契約課長 峰 久 義 朗 (内線2511)

総務部経理調達課長 中 野 靖 久 (内線6311)

○総務部契約課長補佐 杉 浦 敏 樹 (内線2512)